

I 年金相談対応時における留意事項

年金の受給権発生の基準となる請求者の年齢要件、資格要件、納付要件のうち資格要件と納付要件については、とりわけ重要であることから相談や請求書を受理する際に十分な確認が必要です。

1 資格期間の確認（年金相談マニュアル 本編P13～）

本人が申し立てた履歴と被保険者記録を突合し、記録の漏れがないか以下の点に留意し確認します。

① 本人基本情報

基礎年金番号（年番 020）、厚生年金手帳番号（健保厚年 021-1）、国民年金手帳番号（国 050）を確認します。

② 特別便の照会（年番 050）の回答状況はどうか。また、名寄せ対象者となっていないか。

③ 本人が記憶にない加入履歴が存在する可能性もあります。氏名索引（年番 010、共通 090、090-1）を行い、登録されていない記録がないかを確認します。

また、氏名索引を行うときは、旧姓、振り仮名、生年月日の幅を持たせて検索すること。

④ 本人申し立ての会社名とオンライン上の事業所名の相違がないか。漏れている会社名はないかをチェックします。

漏れや間違いがあればオンライン上で調査し、確認できないときは、資格照会を行うこと。

⑤ 現在、未加入であっても過去に遡って納付できる国民年金（2年以内の）期間があるかどうか確認します。

⑥ 国民年金に未加入の期間であっても、生活保護や障害年金を受給していた期間は、法定免除期間として遡って届出することが可能です。

⑦ 配偶者の公的年金の加入期間が本人のカラ期間や第3号被保険者期間に影響することから、配偶者（配偶者だった者）の状況も漏れなく聴取する。

また、第3号被保険者期間の届出漏れについては、該当届と特例届の届出を指示する。

⑧ オンラインで確認できない共済組合員期間が存在しないか。

⑨ 受給要件を満たすための方策

厚生年金保険の高齢任意加入や国民年金特例高齢任意加入により受給要件を満たすことが可能かどうか。任意加入する際のメリットやデメリットを説明したうえで、ご本人の判断となるが「いつ・どこへ・いつまでに手続きするのか」を明確に伝えること。

厚生年金・共済組合加入期間及国民年金の納付済・全額免除等の期間の合計は25年以上ありますか

はい

いいえ

下の生年月日に応じて厚生年金・共済組合加入期間及国民年金の納付済・全額免除等の期間の合計は必要年数以上ありますか

生年月日	年数
昭和02年04月01日以前	21年
昭和02年04月02日～昭和03年04月01日	22年
昭和03年04月02日～昭和04年04月01日	23年
昭和04年04月02日～昭和05年04月01日	24年

はい

いいえ

下の生年月日に応じて厚生年金または共済組合加入期間は必要年数以上ありますか

生年月日	年数
昭和27年04月01日以前	20年
昭和27年04月02日～昭和28年04月01日	21年
昭和28年04月02日～昭和29年04月01日	22年
昭和29年04月02日～昭和30年04月01日	23年
昭和30年04月02日～昭和31年04月01日	24年

はい

いいえ

下の生年月日に応じて40歳（女性・坑内員・船員は35歳）以降の厚生年金加入期間は必要年数以上ありますか

生年月日	年数
昭和22年04月01日以前	15年
昭和22年04月02日～昭和23年04月01日	16年
昭和23年04月02日～昭和24年04月01日	17年
昭和24年04月02日～昭和25年04月01日	18年
昭和25年04月02日～昭和26年04月01日	19年

はい

いいえ

下の特例のいずれかに該当しますか

- ① 昭和29年4月以前から引き続く15年間に坑内員として12年以上加入した
- ② 昭和27年4月1日以前に生まれた方で昭和61年3月31日までに漁船員の特例（実期間11年3ヶ月以上）を満たしている
- ③ 退職共済年金の特例受給の資格期間を満たしている
- ④ 恩給などの旧制度で老齢（退職）給付を受けられる

はい

いいえ

現在の記録だけでは、老齢基礎年金は受けられません

老齢基礎年金を受けるのに必要な期間を満たしています